

平成 27 年 9 月 議会 第 4 委員会報告資料

庁用自動車による事故報告について

- | | | |
|-----------|-------|-----|
| 1. 監察指導課 | | 1 頁 |
| 2. みどり整備課 | | 5 頁 |

平成 27 年 9 月 16 日

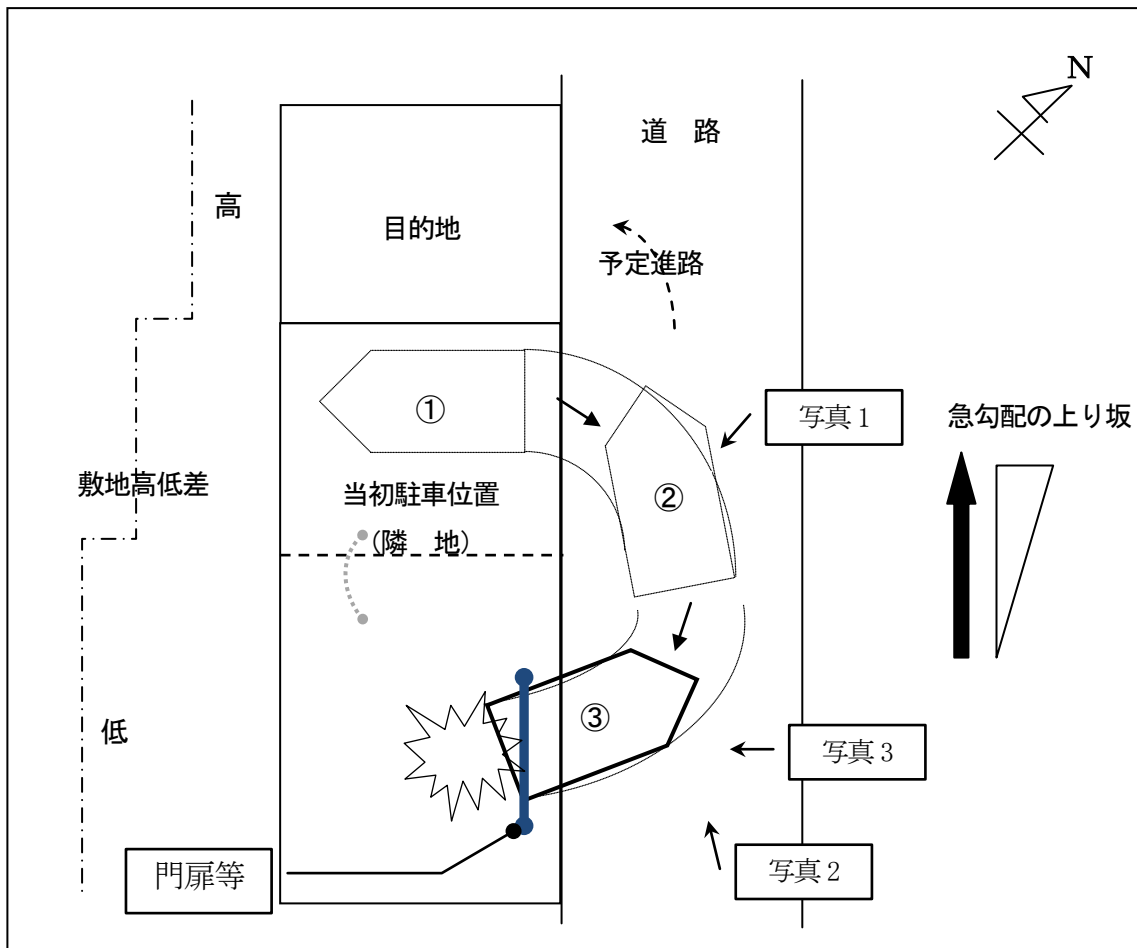
住 宅 都 市 局

事 故 報 告 書 (第 一 報)

事故発生日時	平成27年8月4日(火曜日) 午後2時10分頃 天候: 晴れ		
事故発生場所	福岡市城南区東油山5丁目〇〇〇〇 農業用資材置き場		
相手方	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	<p>平成27年8月4日(火)午後2時10分頃、住宅都市局建築指導部監察指導課職員が、業務のため庁用自動車で現場へ行き駐車する際、当初の駐車位置が目的地の隣地だったため、駐車しなおそうとしたところ、急こう配の上り坂で運転操作を誤り後ろへ下がってしまい、後方の民地(農業用資材置き場)の木製門扉等を破損させ、損害を与えたものである。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	農業用資材置き場 門扉等の破損
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	庁用自動車後方の扉及び窓ガラスの破損 修理費 168,858 円
<p>損害賠償額については相手方と協議中であり、確定後議会へ報告します。</p>			

事故現場見取図

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。



事故報告書 写真

【事故現場周辺状況】

写真 1

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

上り坂の上方より

写真 2

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

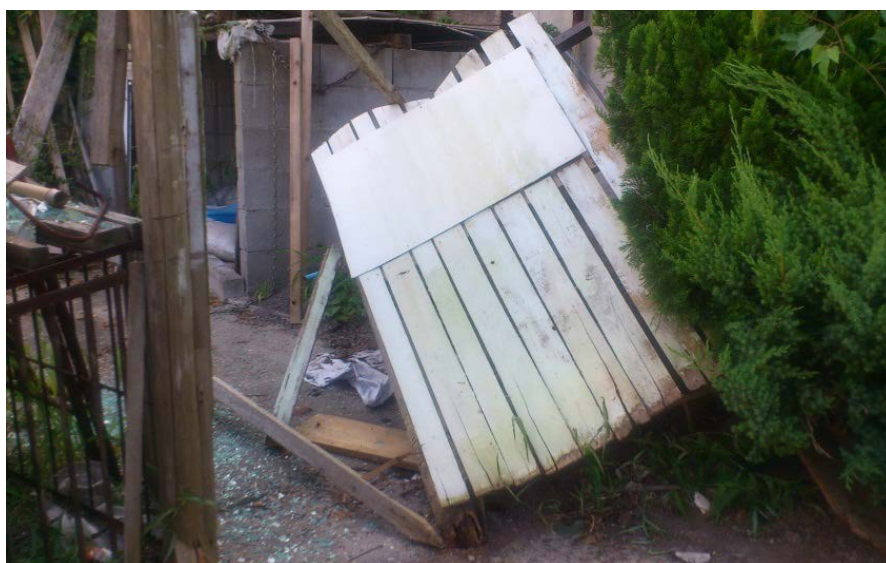
上り坂の下方より

【木製門扉破損の状況】

写真 3

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

【木製門扉破損の状況】



【庁用自動車破損状況】



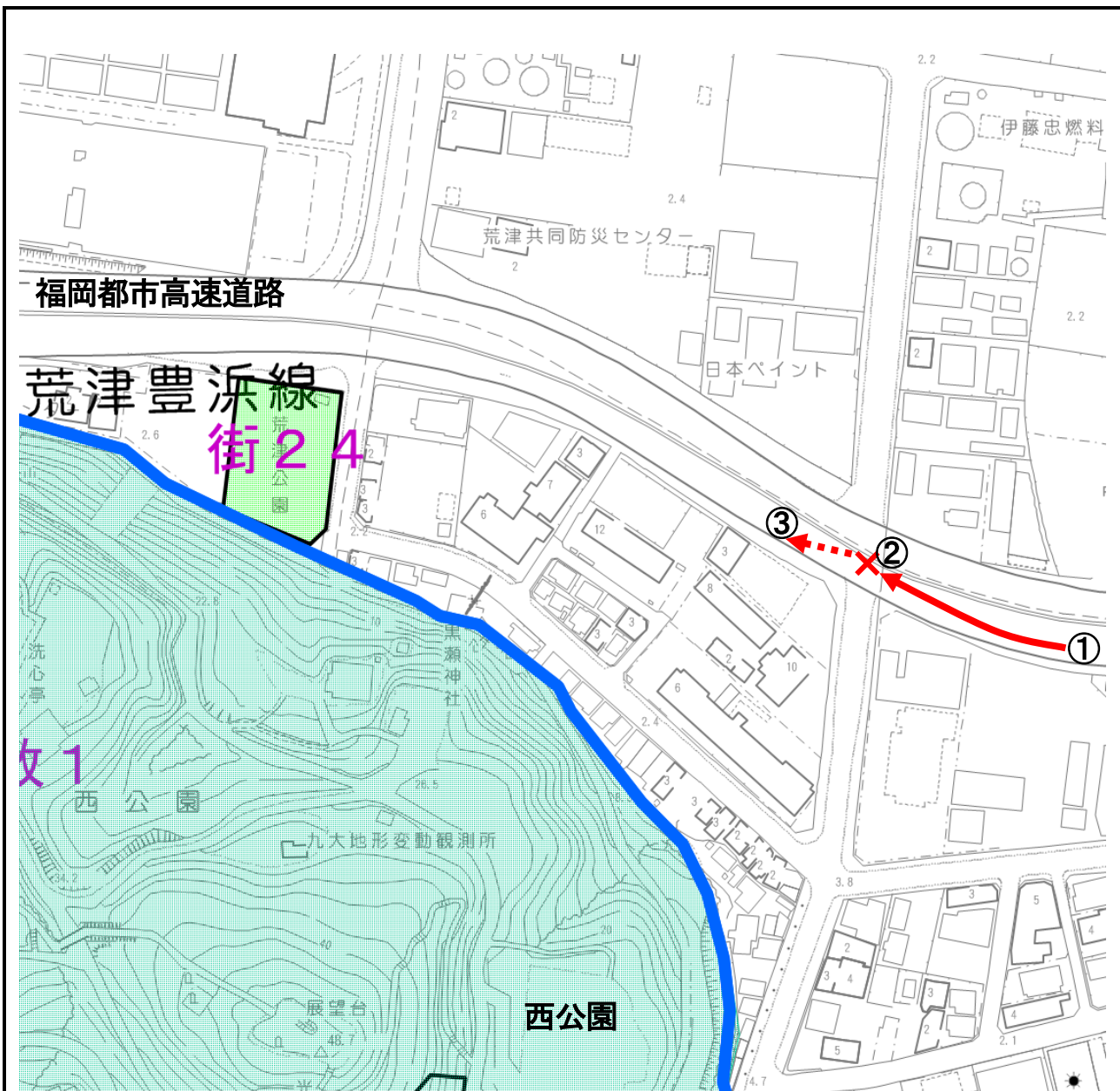
＜再発防止策＞

今回の事故原因は、当初の駐車位置が違っていたため、急いで駐車しなおさなければ、という気持ちの焦りと、急こう配の坂道での運転操作に慣れていなかった運転者の技術不足が重なったものです。今後の対策として、ゆとりを持って冷静な運転ができるよう、現場周辺や運行経路の確認などの事前準備を徹底するとともに、財政局が行っている安全運転実技研修の積極的な受講により、運転技術の向上も図ってまいります。

事 故 報 告 書 (第 一 報)

事故発生日時	平成27年8月17日(月曜日) 午前9時45分頃 天候:曇り		
事故発生場所	福岡市都市高速道路西公園ランプ付近		
相手方	住所	福岡市東区東浜2-7-53	
	氏名	福岡北九州高速道路公社	
事故の概要	<p>平成27年8月17日(月)午前9時45分頃、住宅都市局みどりのまち推進部みどり整備課の職員が、庁用自動車で西区石丸の公園現場へ向かう途中、福岡市都市高速道路西公園ランプ付近で左後輪がパンクし、操舵不能となり中央分離帯に衝突し破損させ損害を与えたものである。</p> <p>乗車前に目視で車両に異常がないことを確認していたが、事故後に自動車管理事務所で確認したところ、左後輪に釘が刺さっていたことが判明した。なお、釘がどの時点で刺さったのかは不明である。</p>		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	福岡都市高速道路中央分離帯ほか
	市側	人的損傷	打撲傷, 裂傷, むち打ち症
		物的損傷	車両全損
損害賠償額については、相手方と協議中であり、確定後議会へ報告します。			

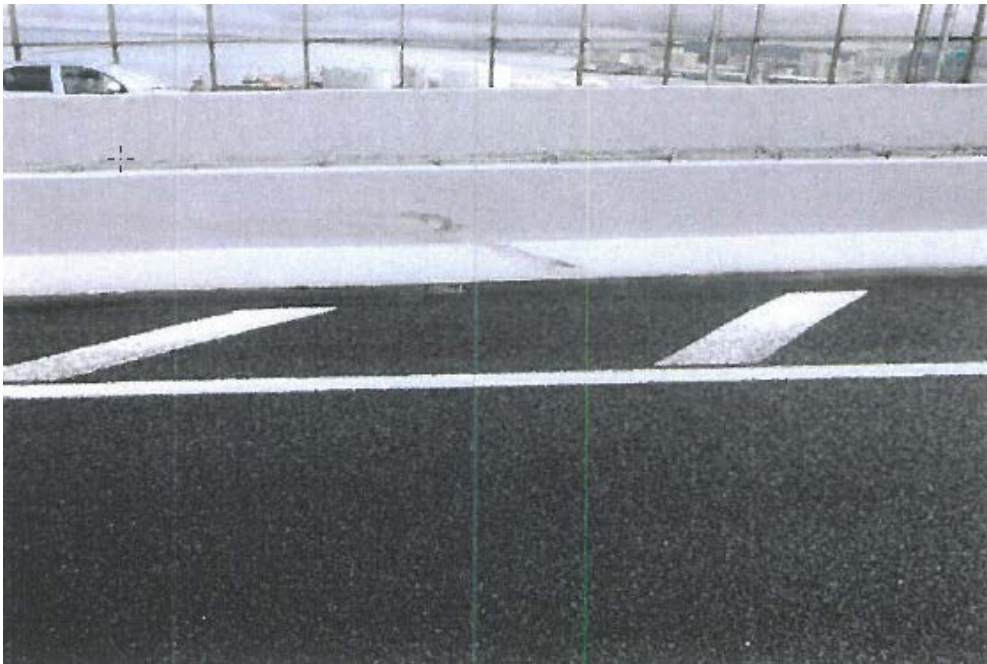
事故現場見取図



事故発生の経過

- ① 高速道路走行中に左後輪がパンク
- ② 操舵不能となり中央分離帯に衝突し横転
- ③ 横転した状態で路面を滑り防音壁にあたり停止

高速道路の物損



中央分離帯



路面

庁用自動車



ほぼ全損のため修理不可能の状態である。

〈再発防止策〉

今回の事故原因は、左後輪のパンクであり、どの時点で釘が刺さったのかは不明ではありますが、運転前の車両確認を徹底するようしていきます。